

## 質問回答書

## 件名 尼崎市総合文化センター耐震化事業に係る発注者支援業務

No.	質疑内容（原文のまま）	回答	該当書類名
1	特記仕様書 P7 2-(2)ウ 敷地条件整理について、埋設物等の情報は既設図面他既存資料によるものとし、新たに調査などが必要となった場合の調査費等は別途と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	特記仕様書 P7 第2 2 (2) ウ
2	スケジュールについて、基本設計業務期間が令和6年7月末までで完了済みと考えますが、現時点での開示可能な基本設計の概要などがあればお示しください。	近日中に市ホームページにて基本設計の概要計画書の公表を予定しています。 なお、特記仕様書 第1-9貸与品等に記載のとおり、本業務の受託者には基本設計図書等を貸与します。	その他
3	スケジュールについて、本業務開始時点で、既に基本設計業務は完了していますが、基本設計者からの意図伝達等は予定されていますでしょうか。	現時点で、基本設計者から発注者支援業者への意図伝達業務は予定していません。	その他
4	同種業務について、実績と見なされる業務は、以下と考えて宜しかったでしょうか。 『DB方式による設計業務・建設工事の業者選定に係る発注支援業務で、DBに”基本設計と実施設計“の双方が含まれているケース、及びDBに”実施設計“のみが含まれているケース』の両ケースが実績と見なされる。	ご理解のとおりです。	募集要領 P2 3 (6)
5	本業務において受託者は、基本設計成果に係る部分への修正は実施しないと考えるて宜しいでしょうか。	特記仕様書 第2-2(2)に記載のとおり、基本設計図書を精査し、要求水準書の作成にあたり基本設計図書へ盛り込むべき内容等がある場合は基本設計図書へ反映することとしています。 なお、その場合には基本設計で納品された基本設計図書（図面及び図面データ等）の利用を可能としており、構造計算に関わる基本設計の見直しは想定していません。	特記仕様書 P7 第2 2 (2) ア
6	基本設計において、事業費の予算が示されており、受託者は概算工事費算出等に係る業務は実施しないと考えるて宜しいでしょうか。	特記仕様書 第2-2(3)に記載のとおり、基本設計において把握した工事費や関連費用等を対象に、予定価格・債務負担行為の設定に要する条件を整理することとしており、改めて積算を行う想定はしていません。ただし、上記5のとおり、要求水準書の作成にあたって基本設計図書に見直しが生じた際は、適切に予定価格を設定するための支援が必要となる場合があると考えます。	特記仕様書 P7 第2 2 (3)
7	基本設計において、庄下川公園の一部改修が建築の外構工事内の範囲で計画されており土木工事仕様に係る業務は、本業務に含まれないと考えるて宜しいでしょうか。	庄下川公園の一部改修工事も、本DBに含め発注することを想定しています。 そのため、特記仕様書第2-2(1)に記載のとおり、DB発注範囲は各工事の仕様及び工事期間等をあらゆる条件を踏まえ最適な範囲を設定するとともに、別途工事とすべき部分がある場合には、その工事及びそれに係る実施設計・監理業務の発注方法について整理してください。	特記仕様書 P7 第2 2 (1)
8	基本設計において、ペDESTリアンデッキの延伸整備工事が建築の外構工事内の範囲で計画されており、土木工事仕様に係る業務は、本業務に含まれないと考えるて宜しいでしょうか。	ペDESTリアンデッキの延伸整備工事も、本DBに含め発注することを想定しています。 なお、延伸するペDESTリアンデッキは尼崎市総合文化センター及び既存のペDESTリアンデッキとは別敷地設定で、建築物として計画しています。	特記仕様書 P7 第2 2 (1)
9	本DB事業において、計画通知や確認申請に該当する改修はエレベーター新設（確認申請の扱いは建築設備）のみと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	その他
10	DB事業者募集に係る提案評価の支援業務内に、VE提案の採否の可能性の検討が含まれておりますが、VE提案の中身によっては基本設計者に確認しなければ採否が判断しにくい事案もあると思われまます。その場合、本業務から除かれると考えるて宜しいでしょうか。	基本設計者に確認しなければ採否が判断しにくい提案においては、市から基本設計者へ確認を行います。	特記仕様書 P8 第2 4 (2)

No.	質疑内容（原文のまま）	回答	該当書類名
11	業務提案審査結果において、特定結果を公表すると記載がありますが、業務提案書は公表しないと考えるべきでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、開示請求を受けた場合は、尼崎市情報公開条例（平成16年条例第47号）の規定に基づき、ノウハウに関わる提案内容等について受託者と協議のうえ、部分開示する場合があります。	募集要領 P5 8 (3)
12	本業務は、CM業務であり準委任契約と考えるべきでしょうか。	本業務は発注者の補助として行う発注者支援業務でありCM業務ではありませんが、準委任契約については、ご理解のとおりです。	その他
13	本業務の応募に際し、JVで応募する事は可能でしょうか。	参加資格要件に記載のとおり、本プロポーザルに参加する者は各要件をすべて満たす単独企業としています。ただし、業務の一部を再委託することは可能です。	募集要領 P1 3、4
14	募集要領P2 3 (6) コンストラクションマネジャーを配置して行うDB方式による設計業務・建設工事の事業者選定に係る発注者支援（CM）業務は、「同種業務」となるという理解でよろしいでしょうか。「同種業務」とならない場合は、その理由も合わせてご教示ください。	コンストラクションマネジャーを配置して行う場合であっても、DB方式による設計業務・建設工事の事業者選定に係る業務であれば「同種業務」となります。	募集要領 P2 3 (6)
15	募集要領P3 5 (2) 業務提案書等の提出期限である10/31（木）からヒアリング審査を実施する11/20（水）まで期間が長いため、プレゼン動画を収めたDVDの提出期限を業務提案書の提出期限の一週間後となる11/7（木）にさせていただくことは可能でしょうか。	提出書類の基礎審査及び選定委員の視聴期間として必要な期間であるため、提出期限は現行のままとします。	募集要領 P3 5 (2)
16	募集要領P6 12 (8) 「本業務の受託者及びその協力企業、並びにこれらいずれかの者と資本面若しくは人事面で関係のある者は、総合文化センター耐震化事業のDB方式の設計施工者の選定において、応募企業又は共同で応募する企業体の構成員（いずれも協力企業を含む）として参加できない」と記載がありますが、基本設計業務受託者及びその受託者と資本面若しくは人事面での関係のある者は、本プロポーザルへの参加は制限されますでしょうか。	基本設計業務の受託者及びその受託者と資本面若しくは人事面での関係のある者が、本プロポーザルへ参加することに制限は設けていません。ただし、本業務の受託者がDB方式の設計施工者として参加することはできません。	募集要領 P6 12 (8)
17	評価要領P2 2 (1) 主任担当技術者の繁忙度（3点）が評価項目となっておりますが、どのような方法で評価点を算出されるかご教示ください。	繁忙度は手持ち業務0件を満点とし、件数に応じて係数を設定のうえ5段階評価で算出します。	評価要領 P2 2 (1)
18	募集要領「8 (2) ヒアリングの実施」において、「動画DVDの内容は、業務提案書の範囲とし、新たな追加提案・表現は認めない。（その他の資料は使用不可）」との記載がありますが、表現の範囲として、業務提案書の内容を抜粋して要点を説明する形（追加なし）に編集したパワーポイントスライドを映写しながらの御説明を行うことは認められますでしょうか。	ご理解のとおりです。	募集要領 P5 8 (2)
19	特記仕様書「第1 委託概要」に記載の「9 貸与品等(P5)」で建築基準法（建築基準法第12条）における定期点検の報告書をお借りすることはできますか。	貸与可能です。	特記仕様書 P5 第1 9 (1) キ
20	特記仕様書「第2 業務内容」に記載の「2 技術検討資料の作成(2)ア(P7)」に記載のある基本設計図書に盛り込むべき内容につきましては、建物調査等は必要でしょうか。また、必要な場合は基本設計の段階でコンクリート中性化等の調査は行われていて、今回は目視等の簡易な調査という認識でよろしいでしょうか。	本業務においては要求水準書の作成にあたって現場確認等を行う程度を想定しており、原則、建物調査は不要と考えています。なお、基本設計の耐震診断業務において必要なコンクリート中性化等の調査は行っています。	特記仕様書 P7 第2 2 (2)

No.	質疑内容（原文のまま）	回答	該当書類名
21	特記仕様書「第2 業務内容」に記載の「2 技術検討資料の作成(2)イ(P7)」で諸室の整理が業務となっておりますが、基本設計から諸室は追加されないという判断でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	特記仕様書 P7 第2 2 (2) イ
22	特記仕様書「第2 業務内容」に記載の「2 技術検討資料の作成(2)ウ(P7)」で埋設物等を含める敷地の条件整理が業務となっておりますが、現総合文化センター以前の敷地に関する資料等は貸与していただけるという判断でよろしいでしょうか。	保存文書は貸与可能です。	特記仕様書 P5 第1 9 (1) キ
23	特記仕様書「第2 業務内容」に記載の「2 技術検討資料の作成(3) (P7)」で予定価格・債務負担行為の設定に要する条件整理を行う際には、基本設計において把握した工事費についての内容を確認させていただけるという判断でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	特記仕様書 P7 第2 2 (3)
24	特記仕様書「第2 業務内容」に記載の「3 DB事業者募集に係る選定手続きの支援」に関連して、「DB事業者選定委員会」の会場は、貴市役所（あるいは貴市保有施設）内の会議室が利用可能であり、受託者による委員会会場の確保及びその経費負担は発生しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	特記仕様書 P7 第2 3 (1)

以上